割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、「共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。

（通知義務）

第八十四条の三　法第百四十七条の九第一項の規定により通知すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　漁獲・特定養殖共済にあつてはその対象とする漁業の種類、養殖共済にあつてはその対象とする養殖業の種類、漁業施設共済にあつてはその共済目的の種類

三　（略）

四　漁獲・特定養殖共済にあつては法第百十一条第一項の組合が定める金額及び共済限度額、養殖共済にあつては共済目的の数量及び共済価額、漁業施設共済にあつては共済目的の数量及び共済価額

五～七　（略）

2　（略）

（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済掛金の補助）

第八十五条　二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済（当該漁業の種類に第二号漁業又は特定養殖業に属する漁業の種類が含まれるものに限る。）に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額は、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合にあつては主たる漁業に応じて令第四十一条各項の規定により共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額を算定するときに適用される補助限度率及び補助率（令第四十一条各項に定める率をいい、以下この条において「補助限度率等」という。）を当該漁獲・特定養殖共済に適用される補助限度率等と、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額に満たない場合にあつては主たる漁業に応じて令第四十一条各項の規定により共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額を算定するときに適用される補助限度率等と従たる漁業に応じて令第四十一条各項の規定により共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額を算定するときに適用される補助限度率等を総和平均して得た率を当該漁獲・特定養殖共済に適用される補助限度率等とみなして令第四十一条の規定の例により算定するものとする。

2　前項の場合において、主たる漁業又は従たる漁業が第一号漁業である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、第一号漁業を除く対象漁業のうち生産金額が最大となる漁業の種類の漁業に令第四十一条各項の規定により共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額を算定するときに適用される補助限度率等を当該漁獲・特定養殖共済に適用される補助限度率等とみなして令第四十一条の規定の例により算定するものとする。

（補助率の適用の要件等）

第八十六条　令第四十一条第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該漁業の操業を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る漁業につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第百十一条第二項（法第百十三条第三

割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、「共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。

（通知義務）

第八十四条の三　法第百四十七条の九第一項の規定により通知すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　漁獲共済にあつてはその対象とする漁業の種類、養殖共済にあつてはその対象とする養殖業の種類、特定養殖共済にあつてはその対象とする養殖業の種類、漁業施設共済にあつてはその共済目的の種類

三　（略）

四　漁獲共済にあつては法第百十一条第一項の組合が定める金額及び共済限度額、養殖共済にあつては共済目的の数量及び共済価額、特定養殖共済にあつては法第百二十五条の九第一項の組合が定める金額及び共済限度額、漁業施設共済にあつては共済目的の数量及び共済価額

五～七　（略）

2　（略）

（新設）

（補助率の適用の要件等）

第八十五条　令第二十三条第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該漁業の操業を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る漁業につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第百十一条第二項（法第百十三条第三